

日米関係の行方
トランプ大統領の靴を履いて考えよ 4

◆法務省戸籍改正政策最前線

戸籍の氏名にフリガナ記載、その意義と対応について

法務省民事局民事第一課長 櫻庭 倫



42

◆経済産業省航空機政策最前線

「航空機産業戦略」と今後の政策の方向性

経済産業省製造産業局航空機武器産業課長 吳村 益生



48

◆国土交通省総合政策最前線

令和7年度、国土交通省の基本戦略

国土交通省総合政策局政策課長 高藤 喜史



54

◆法務省民事裁判情報政策最前線

民事裁判情報のデータベース化に向けて

法務省大臣官房司法法制部参事官 石田佳世子



62

◆新・エネルギーレポート

一般財団法人カーボンフロンティア機構 会長 渡部 肇史 氏に聞く
カーボンニュートラル2050への挑戦



68

多言数窮	38
議論の惨状「次世代への先送り」	
国土学総合研究所長 大石 久和	
フランス人記者は見た	60
生成 AI の使い方に注意を	
西村カリン	
アジアの小窓	41
移民、難民、そして俵孝太郎さん	
アジア母子福祉協会理事長 寺井 融	

「悪党」の世直し論	74
昭和歌謡ブームと「楽しい日本」	
小田原松玄	
菜々子の一刀両断！ ってわけにはいかないか・・・	80
財務真理教、いえ財無省かも	
総合社会政策研究所 寺内 香澄	

TOPIC

第21回 IPCC 写真倶楽部写真展、銀座で開催	37
編集室だより	86
表紙のことば 和田 裕	86

PATROL

官邸/内閣府	6
石破 茂/西野 太亮	
長島 昭久/山本 茂貴	
総務省	8
川崎ひでと/竹村 晃一	
山内 智生/池田 達雄	
法務省	10
鈴木 馨祐/丸山 秀治	
外務省	11
岩屋 毅/北村 俊博	
財務省	12
加藤 勝信/宇波 弘貴	
金融庁	13
井藤 英樹/油布 志行	
文部科学省	14
あべ 俊子/望月 禎	
坪木 和久/大島 正充	
厚生労働省	16
福岡 資暦/日原 知己	
鹿沼 均/間 隆一郎	
農林水産省	18
江藤 拓/滝波 宏文	
経済産業省	19
武藤 容治/龍崎 孝嗣	
国土交通省	20
中野 洋昌/楠田 幹人	
小笠原憲一/濱畑 嘉亨	
環境省	22
浅尾慶一郎/白石 隆夫	
防衛省	23
中谷 元/石川 武	
日 銀	24
植田 和男/福留 朗裕	

末松広行と語る、危機を乗り越えるトップの決断とは

重大局面での適正な判断を涵養する、
若手時代の現場経験



26



公益財団法人
日本盲導犬協会会長
元 警視總監

井上 幸彦



公益財団法人 日本盲導犬協会会長
元 警視總監

井上 幸彦氏

いのうえ ゆきひこ

昭和12年11月4日生まれ、山梨県出身。京都大学法学部卒業。37年警察庁入庁、55年警視庁警備部警備第一課長、56年警務部人事第一課長、59年警察庁警備局警備課長、61年長官官房会計課長、63年警視庁警備部長、平成元年千葉県警察本部長、3年警察庁長官官房長、4年警務局長、6年警察庁次長、警視總監。平成15年財団法人日本盲導犬協会理事長、令和6年同会長。公職多数。瑞宝重光章。

重大局面での適正な判断を涵養する、若手時代の現場経験

東京農業大学教授
(元・農林水産事務次官)

末松 広行



1995(平成7)年3月、すなわち今から30年前の今月20日、オウム真理教による地下鉄サリン事件こと、地下鉄駅構内毒物使用多数殺人事件が発生した。大規模ケミカルテロとして日本はもとより世界中を震撼させたこの事件では、捜査陣の迅速な犯人逮捕とサリンによる二次被害の防止が国民から激賞された。今回は事件当時、捜査を指揮した元警視總監・井上幸彦氏に、トップとして迫られた究極の選択に対し、どのような決断を下し成功に導いたのか振り返っていただくことで、危機管理・対応の真髓に迫りたい。

無差別大量殺人は「Xデー」阻止の手段

末松 井上会長のご活躍は地下鉄サリン事件を抜きにしては語れません。発生から30年を迎える今年、事件の風化を防ぎ当時の教訓を今後に生かすためにも、まずは改めて当時は振り返っていただければと思います。

井上 端的に申せば、サリンによる無差別大量殺人事件という社会的危機に対し、われわれは捜査という手段を使って、被害の極少化を図りつつ、犯人逮捕によって同種の事件発生を二度と起こさせないよう社会・国民の安全・安心維持に努める、これが当時、警視總監の任にあった私の、最大の責務でした。

それまで警視庁では、一定規模の事件が発生した場合、それが刑事事件であれば刑事部長の、公安事件は公安部長の指揮の下に捜査するというタテ割りの系統が一般的だったのですが、ことオウムとの闘いの時には「オール警視庁」で対峙せねばならない、その上で重大な危機事案発生時は何よりトップに情報を一元化する、そして情報を関係部門が共有化する、これらの点が最も重要だと認識していました。その方針に基づき、事件発生後ただちに、私と副總監、刑事事件ですから刑事部長、団体等の動向の把握に長けている公安部の長(公安部長)、機動隊を擁する警備部長、この5者会議を設け、連日報告と決定のサイクルを回しました。この体制が功を奏して事後の打

◆法務省戸籍改正政策最前線

戸籍の氏名にフリガナ記載、その意義と対応について

法務省民事局民事第一課長 櫻庭 倫

本年5月26日より、これまで漢字で表記することがほとんどだった戸籍の氏名に、カタカナでフリガナが記載されることとなる。これは一昨年6月2日に成立した改正戸籍法に拠るもので、戸籍管理、そして国民生活上、歴史的な転換点であると言える。ことに「名前、の読み方はわが国特有の文化に深く根差すだけに、フリガナの意義は大きい。今回、櫻庭課長に改正に至る主要論点等、概要を語ってもらった。

国民に供される数多のメリット

——これまで公証されていなかった氏名のフリガナが、これからは戸籍の記載事項として新たに追加されること。そもそも戸籍は、出生や相続などライフステージの折々に取得や確認する機会があるものの、日常的に関わるものとは言い難かったかもしれない。その戸籍にフリガナが振られることによるような意義や重要性があるのか、ご解説いただけます。

櫻庭 戸籍は、基本的には親族のな身分関係を登録・公証する唯一の制度です。これまで出生届にはフリガナが振られていたものの、戸籍の表記はほとんどが漢字のみでフリガナは振られていませんでした。しかし表記される漢字は約6万字にのぼり、特定の漢字には複数の字体、例えば齊・齊・齋や、辺・邊・邊などが存在し、データベース

で検索を要するときに非常に時間がかかるなど、管理上の利便性を欠く場面もありました。

その戸籍に今回、フリガナが振られることで、ある種「一意」に読み方が決まることとなります。カタカナですと、検索に使用する文字は拗音、濁音、半濁音のほか長音記号を含めても約80字程度に集約することが可能です。このように本人特定がスムーズに行われることで、行政上はもちろん、金融機関等の民間の取り扱いにおいても情報管理が大きく効率化されるだけでなく、都合良く読み方を変え、別人を装うといった不正防止にも役立つと想定されます。現代社会では個々人の情報をデータベースで管理している場合がほとんどでしょうから、戸籍にフリガナが振られれば、それをもとに事務の円滑化や高効率化が広く波及していくものと期待されます。

——戸籍へのフリガナは社会的

に要望されていた部分もあるうかと思えます。

櫻庭 はい、戸籍にフリガナを振った方が便利だろうという議論は前からありました。かつて1975年、81年の民事行政審議会においても議論の俎上に上ったことはあるのですが、当時はまだ氏名の読み方に関するルールが定まらず、公簿たる戸籍にルールが無い状態でフリガナを載せるのは混乱を生むという懸念が示され、今般まで積み残された課題の一つとなって

いました。

——それが今回、実施に踏み切った背景としてはどのような要因があるのでしょうか。デジタル化の推進によって、技術的対応が以前より容易になったことも確かだと思われませんが。

櫻庭 政府が推進するマイナンバー施策の一環に位置付けられると思います。もともと2024年を用途に海外でもマイナンバーカードを利用できるようにしよう、という政策課題がありました。マイナンバー

カード自体にはフリガナが記載されていないのですが、海外で使う場合にはローマ字表記が主体となるということで、氏名の読み方をローマ字で正しく表記するためにも、戸籍にフリガナがあった方がやはり至便だろうということになりました。

最初はローマ字表記も選択肢の一つとして捉えられていたのですが、途中からマイナンバーカード自体にフリガナを振る方向で議論が進み、2024年の通常国会で改正マイナンバー法の一部として戸籍法も改正されました。これによって戸籍の氏名にフリガナが振られ、かつその内容が移行されて住民票にもフリガナが付き、そのデータをもとにマイナンバーカードにもフリガナが振られていく、という仕組みが作られました。

——コロナ禍の時に個人の特定ができません、各種業務が滞ったのは記憶に新しいところです。

櫻庭 はい、当時はフリガナ

が管理されていなかったことも影響し、特定給付金の給付に時間を要したと聞いています。今後、特定の方の口座に給付を要するような事態が発生した時、フリガナがあることで誤払いやひも付けの誤り等の問題が大幅に解消できると期待されています。

——今後再び給付を要するような不測の事態発生時に、円滑に対応し得るだけでも、国民にとって大いに意義がありますね。

櫻庭 そうですね、従前よりコンピュータ上で本人を特定、抽出しやすくなると思います。

市区町村から確認用の通知を発出

——では、今後の作業行程について教えていただけますか。

櫻庭 実際にオペレーションの主体となるのは、戸籍の受付窓口となる市区町村になるかと。

櫻庭 当初、法制審議会戸籍法部会においては、まずは国民



さくらば ひとし

昭和46年10月生まれ、青森県出身。東京大学法学部卒業。平成8年法務省入省、令和2年法務省民事局総務課民事調整官兼民事監査官、令和3年同登記情報管理室長を経て、令和4年4月より現職。

◆経済産業省航空機政策最前線

「航空機産業戦略」と今後の政策の方向性

経済産業省製造産業局
航空機武器産業課長

呉村 益生

経済産業省では2024年4月、航空機産業戦略を発表した。世界の航空機産業は今、構造的なゲームチェンジが起こりつつあり、同戦略ではこの激しい環境変化の中、日本が今後いかに競争力を高め市場をリードしていくべきか、その方向性が示されている。日本の強みを生かした政策とはどのようなものか、呉村課長に解説してもらった。

活性化させるべき四つの観点

戦後、日本の航空機産業は、朝鮮戦争を契機とする米軍機の修理等、防衛関連産業の受注から再開し、その過程でわが国独自で防衛航空機を開発するなど技術を涵養してきました。一方、民間航空機は1960年代に初の国産旅客機YS11が開発に成功したものの採算の面で頓挫、その後80年代に入り米国ボーイング社と機体の共同開発や、欧米OEMとのエンジンの国際共同開発に参入する形で市場を拡大し、2000年代後半には大きく産業規模を伸ばしてきました。このように、戦後のわが国の航空機産業は、防衛産業をアンカーテナンシーとして一定の利益を稼ぎながら、ボラタリテイのある民間航空機産業に大きな投資をし、民需で規模を伸ばしていくという民防一体となった成長で今日に至っています。民需の機体開発では特にボーイング787では35%の日本勢のシェアを誇り、防衛につ

いても2022年より新たに次期戦闘機「GCAP」の共同開発を日英伊の三カ国で開始しています。つまり、民間事業と防衛事業が個別バラバラに事業を進めるのではなく、民防一体となつてリソースを結集していくことが重要なポイントではないかと考えています。

では、そもそもなぜ航空機産業を支援し、強化させる必要があるのでしょうか。経済産業省では四つの観点から航空機産業の重要性をまとめています。一つ目は航空輸送の需要の高さです。半導体・電子部品をはじめとし、国際旅客運送の96%が航空であり、グローバルな経済活動で航空機の活用は大前提です。二つ目は技術的な波及効果、または産業の裾野の広さです。クルマ1台の部品が約3万点と言われるのに対し航空機は約300万点でサブライチエーションへの影響が非常に大きく、かつ非常に厳格な認証をクリアした先端技術のみが活用され、高い信頼性と不断の技術革新が要求されます。三つ目は、成長産

業であるという点です。航空機需要は今後20年間で2倍以上に成長していくことが想定されています。日本の民間航空機産業にフォーカスしても現在の1・3兆円から6兆円以上に成長する見通しです。四つ目は、安全保障上の重要性が極めて高い分野です。民間航空機を造る技術や製造能力そのものが、防衛航空機の技術や製造能力とのシナジー効果が非常に高いです。従って民防両面から産業リソースを強化していくことは、産業面・安全保障両面で非常に意義あることだと言えます。

単通路機市場参画が今後の力

では具体的にどのような市場構造の下、今後の成長が予測されるのか。民間航空機市場は年率3〜4%の増加が見込まれる旅客需要を背景に、双通路機（機内に通路が2本）、単通路機（同一本）ともに新造機需要も拡大していく見込みです。また路線の需要も変化しつつあります。過去20年間で市場をリードしてきたのは北米市場ですが、今後はアジア・太平洋市場が主体にかつ大規模ハブ空港同士を結ぶ



くれむら ますお

昭和51年8月生まれ、大阪府出身。東京大学法学部卒業。平成14年経済産業省入省、令和元年経済産業政策局産業資金課長、投資機構室長（併）、2年企業会計室長（併）、3年経済産業大田秘書官、4年製造産業局航空機武器宇宙産業課長、6年3月宇宙産業室長（併）、7月より現職。

ハブアンドスポークの長距離航路ではなく、アジア間の各都市をポイントtoポイントで移行する中小型の単通路機の市場が、2040年ごろにかけてほぼ倍に拡大すると見込まれています。しかし現在、わが国は機体事業について単通路機市場へはほとんど参入できていません。従って今後の成長に当たっては、単通路機への参画がカギを握ります。航空機産業は2050年に向けたカーボンニュートラルへの投資が不可欠であることも勘案すると、今後はさらに収益力を高め、大きな市場に入っていくと産業構造上、勝ち残っていくけません。現状の双通路機のみ部品サプライヤーでは10年後の産業基盤が弱体化する恐れがあり、やはり今後は双通路機のみならず単通路機市場も見据えた産業構造の転換が求められています。

量のみならず、質の変化も重要です。実際に機体1機を分解して構成部品ごとの付加価値の分布を見てみましょう。日本は主に主翼や胴体など機体構造で強みを発揮しており、例えば、ボーイング787であれば35%のシェアを、またエンジンもJ形式で15%のシェアを確保しています。一方、装備品は一部の部品に強みがあるものの、システム関連や、最終的な完成機の開発・組み立てには参入できていません。今後、単通路機市場で量産機が増えていくと、日本の強みである機体構造よりシステムインテグレーション部分に付加価値がシフトしていくことが想定されます。すなわち機体1機における付加価値の変動にあわせてわれわれも稼げる付加価値領域に産業構造をシフトしていくかばなりません。

現時点においては、日本の航空機産業は非常に優秀なサプライヤーという位置でありながら、今後伸びていく付加価値領域には量も質もまだ入り切れていない、これが中長期の産業の課題となります。さらに今後は伸びていく需要に対して、産業を担う人手不足、リソース不足も深刻化するでしょう。この点も含めて、成長の果実を得なが

◆国土交通省総合政策最前線

令和7年度、国土交通省の基本戦略

国土交通省総合政策局 政策課長 **高藤 喜史**

国土の総合的かつ体系的な利用、そして開発と保全に加え、社会資本整備などを担う国土交通省。発生から1年が経過した「令和6年能登半島地震」の復旧・復興に向けた取り組みをはじめ、令和6年度の施策・取り組みにはどういったものがあったのか。また令和7年度の基本戦略に掲げられた①国民の安全・安心の確保、②持続的な経済成長の実現、③地方創生2.0の推進——とはどういった取り組みなのか。その具体的な部分について国土交通省総合政策局政策課の高藤課長に話を聞いた。

令和6年度の施策と能登の復旧・復興に向けた取り組み

国土の総合的かつ体系的な利用、開発および保全、そのための社会資本の総合的な整備、交通政策の推進、気象業務の発展ならびに海上の安全および治安の確保などを担う国土交通省。改めて令和6年度はどういった施策・取り組みを進めてきたのでしょうか。

高藤 まず、令和6年能登半島地震や各地を襲った豪雨など大規模自然災害からの復旧・復興について、国土交通省の総力を挙げ、全力で対応するとともに、そうした災害の教訓を踏まえながら、防災・減災、国土強靱化を強力に推進してきました。加えて、運輸分野や通学路などの安全対策、海上保安能力の強化などにも取り組んできました。

また、デフレからの脱却を確実なものとするため、わが国の成長力を高めるべく、戦略的・

計画的な社会資本整備や地域間のネットワーク強化、さまざまな産業分野における担い手の確保、GX・DXの推進などに取り組んできたところです。

あわせて、各地域がその特徴を生かしつつ、持続可能であり続けられるよう、地方への人の流れを拡大し、地域の雇用や経済を拡大するとともに、公共交通など暮らしに必要なサービスの維持にも努めてきました。

「令和6年能登半島地震」の発生から1年が経過しました。復旧・復興の状況をはじめ、災害との関り、その進捗についてお聞かせください。

高藤 まず、令和6年能登半島地震、その被災地を襲った9月の豪雨でお亡くなりになられた方とご家族に対し、心よりお悔やみ申し上げます。また、被災された全ての方々々に心からお見舞い申し上げます。

国土交通省としては、被災者の方々の暮らしと生業の再生を支える大前提は、インフラの復旧やまちの復興にあるとの考え

に立ち、各種事業に取り組んできました。その結果、昨年9月の豪雨災害を含め、二次災害に直結する切迫した被災箇所への応急対策はすべて終了し、インフラの機能回復、本復旧なども着実に進んでいます。特に、道路については、昨年うちに全ての集落などへのアクセスを再度確保したほか、国道249号沿岸部において、輪島市門前町から珠洲市の間の通行を確保しました。また、断水も建物倒壊地域などを除き、解消しています。

今後は、出水期前までに、河川や土砂災害に係る応急的な安全対策を完了させ、その他のインフラについても、できるだけ完了時期を明示しながら、本復旧・本格対策を着実に進めます。さらに、災害公営住宅など、恒久的な住まいの確保に対する支援にも取り組み、被災地の一日も早い復旧・復興に貢献していきます。

令和7年度、国土交通省の進める基本戦略

—では令和7年度、国土交通



たかふじ よしふみ

昭和49年生まれ、栃木県出身、東京大学法学部卒業。平成8年建設省入省。平成24年国土交通省都市局都市計画課都市計画企画調整官、26年都市局総務課企画官、27年大臣官房総務課企画官、28年道路局総務課高速道路経営管理課長、30年土地・建設産業局地籍整備課長、令和2年住宅局住宅企画官、4年道路局路政課長を経て、令和6年7月より現職。

令和6年能登半島地震・9月豪雨への対応状況

令和7年1月末現在 国土交通省

応急給水	今後の見通し	国道249号 (輪島市千枚田工区) <small>令和6年内に2車線確保</small>
復興まちづくり計画	市町が令和6年内に復興まちづくり計画の素案を作成し、令和6年度末までに計画を策定・公表予定。 令和6年度内に都市イテントを開催。春以降は定期開催を予定。	旅館背後で倒壊した護岸(和倉港海岸)
災害公営住宅	10市町にて災害公営住宅(計約3,000戸)を整備予定。 そのうち大半の市町で令和6年度内に設計着手予定。	液状化被害(内灘市街地)
豪雨による土砂・洪水氾濫等(輪島市塚田川)	建物倒壊地域等(465戸)では、家屋解体等の進捗や備忘録に記した通り、他の地震による被災は、令和6年5月までに水道本管等を復旧済。 豪雨による断水も、令和6年内に復旧済。	国道249号沿岸部の地すべり(輪島市大野地区)
道路	令和6年度末に、国道249号の輪島市門前町から珠洲市までの通行を確保するとともに、全ての集落等へのアクセスを確保。 能登道・とら山海道は、走行性の向上に向け、本復旧を推進。	
土砂災害	塚田川等の豪雨による被災箇所も含め、引き続き、応急対策を実施し、令和7年出水期までに概ね完了することを目指す。また、恒久対策については、令和11年度末までに全ての箇所での完了に向けて着実に実施する。	
宅地等の土砂堆積(豪雨)	宅地・農地等に堆積した土砂等を市町が一括撤去が可能なスキームを令和6年10月に構築。宅地等からの速やかな撤去を目指す。 被災者から要請のあった箇所を優先して撤去を進め、地権者と調整のついた全ての箇所ですべて令和6年内に撤去が完了。	
河川	令和7年出水期までに応急対策を完了予定。応急対策に引き続き、順次本復旧に着手。	
海岸	津波で大きく被災した室立正院海岸では、珠洲市と連携し、調整が整った地区から順次海岸堤防の本復旧に着手し、令和8年の本格的な台風期前の完成を目指す。	
空港	令和7年度末の本復旧完了を目指す。羽田＝能登路線について、令和6年12月25日からは、地震前と同じ1日2往復の運転を開始。	
港湾	全ての港湾で工事実施手続や現地工事等の本復旧に向けた作業を実施中。 〔完了目標〕 ・地盤陥没の影響が大きい輪島港は、令和8年度中の可能な限り早期。 ・和倉港は、旅館の営業再開を踏まえ、令和8年度中の可能な限り早期。 ・そのほかの港湾は、令和7年度中。	
観光	今後の復興状況・地元の意見を踏まえ、能登を対象とした復興応援ツアーの実施を検討。観光再生に向けた復旧・復興計画の策定・実行を支援。	
液状化災害	住宅の傾斜修復を支援。 令和7年以降、被災自治体が液状化対策を実施。	

(資料：国土交通省)

◆法務省民事裁判情報政策最前線

民事裁判情報のデータベース化に向けて —有識者検討会の報告書概要—

法務省大臣官房司法法制部参事官 石田 佳世子

年間、膨大な判決が下される民事裁判において、その内容をデータベース化し、有償での民間利用を可能とする制度が構築されつつある。社会のデジタル化、AIの進展に伴い、民事裁判情報を広く活用することで、判例の研究精度向上や新たなリーガルサービスの提供なども想定される。その背景と制度化に至る経緯、そして意義などについて、自らも裁判官として民事裁判に接してきた石田参事官に解説してもらった。

「民事裁判情報」とは何か

「判決」とは、訴訟事件（公開の法廷で手続きが行われる裁判）で審理の結果として示される裁判所の判断であり、これを文書化した「判決書」は、訴訟当事者に対して判決の内容を知らせるだけでなく、国民に対して、具体的な事件を通じて法の内容を明らかにするとともに、裁判所の判断及び判断の過程を示すことによって裁判の公正を担保するという目的や機能も有しています。

憲法82条では、判決は公開の法廷で行われることを定めており、民事訴訟法においても、判決書は訴訟記録の一部として、原則、何人も閲覧することができるとされています。これからお話しする「民事裁判情報」とは、訴訟事件の判決等の内容を指し、基本的に誰でもアクセスできる情報であることが前提となります。

現状と新たなニーズ

民事裁判情報を国民に提供することについては、司法制度の変革期において常に課題とされてきました。2001年6月の司法制度改革審議会意見書でも、司法の透明性を向上させ、紛争の予防や早期解決にも資するとして、先例的価値の乏しいものを除いてウェブサイト等を利用して全面的に公開していくべきとされました。現在、裁判所ウェブサイトでは先例性や社会的関心の高い民事裁判情報を公開しているほか、民間の判例雑誌社や判例データベース会社が、裁判所から裁判書の写しを借り受けるなどして民事裁判情報を活用して供しています。もっとも、現状では年間約20万件言い渡される民事判決のうち、利用されるのは全体の数パーセントにとどまっています。

昨今のデジタル化の進展に伴い、民事裁判情報については、

内容を個別に分析するにとどまらず、「裁判例全体を通じた傾向分析」より精緻な統計分析「民事裁判情報をAIの機械学習の素材とすることによる高品質な法的サービスの提供」等、新たな活用が可能となっており、ビッグデータの必要性が指摘されています。しかし、現状ではこうしたニーズに耐える網羅的なデータベースは存在しません。

20年3月の「民事司法制度改革の推進について」という関係府省庁連絡会議の取りまとめに

においても、AIによる紛争解決手続きのサポートの可能性や、その活用が国家経済の活性化につながるが得ることも踏まえ、法務省は民事判決情報を広く国民に提供することについて、司法府の判断を尊重した上でニーズやあい路等につき必要な検討をする」とこととされました。

折から、22年5月に民事訴訟法等の改正法が成立し、判決や決定・命令に係る裁判書が電子データとして作成されるようになったのを機に、デジタル社会にふさわしい民事裁判情報の提



いしだ かよこ

東京大学法学部卒業。第55期。平成14年さいたま地裁判事補、東京地裁11民判事（労働部）、同25民判事、司研民裁教官等を経て、令和5年8月より現職。

制度ができた場合の利用の在り方

供の在り方や制度化に向けた課題を検討するべく、法務省は22年10月に「民事判決情報データベース化検討会」を設置しました。検討会の報告書では、法務省が適格性を認めて指定等をした民間の情報管理機関が、裁判所から民事裁判情報を取得して基幹となるデータベースを構築した上で、民事裁判情報に必要な仮名処理を実施して利用者に有償で提供していく仕組みを設け、法務大臣が必要な監督を行っていく、といった制度設計が提言されています。

以下、報告書の概要を御紹介しますが、意見にわたる部分は個人の私見です。

基幹データベースの一次的な利用者として主に想定されるのは、個別の民事裁判情報に関心を寄せる個人というよりは、全ての民事裁判情報を収集した上で先例性や社会的関心の有無を

判断し、一定の価値を付加して二次的な利用者へ提供する者（判例データベース会社や出版社等）や、裁判例全体の傾向分析等を行うとする研究者や教育機関等です。これら一次的な利用者の下で利用しやすい形態に整理・加工され、検索に適したシステム等で提供される民事裁判情報を、個人の利用者（法律実務家等）が二次的に利用することになると想定されます。

データベースの整備により、裁判例の統計的・横断的分析が進むことも期待され、例えば特定の事件類型における感謝料額や、交通事故態様ごとの過失割合等について、より精緻な分析を行った成果物が作成されて二次的に提供されることもあり得ます。検討会の有識者ヒアリングでは、AIを活用して効率的に判例検索を行うシステムが民間サービスとして提供されている海外の例が紹介されており、わが国でも、今後の技術の進展により、民事裁判情報のデータ

一般財団法人カーボンフロンティア機構 会長 渡部 肇史氏に聞く

カーボンニュートラル2050への挑戦 石炭火力発電とエネルギーミックスの未来

エネルギーの安定供給に必要なこと
・エネルギーミックスによる石炭利用

—— 昨年の石炭利用量は世界で最高値を記録し、特にアジア圏（中国・インドネシアなど）では石炭の利用割合が高くなっていきます。クリーン・コール・テクノロジー技術の開発とともに、石炭に対する見方が変わりつつありますが、現在の状況を教えて下さい。

渡部 エネルギーの安定供給のためにはエネルギーミックスが基本ですから、石炭の利用も含め多様化が求められています。

も含めたエネルギー資源の多様化は、これからも追求していかねばなりません。

そうでないと日本は経済的にも、国民生活的にも成り立たないのです。

石炭に関して言いますと、石炭のメリットは地政学的リスク（世界中に資源が豊富に眠っていて、採掘が容易）が低い資源であり熱量当たりの単価も安いこと、また日本から見ると、東南アジアやオーストラリアなど、地理的に近いところにあります。そういう面では、供給の安定性と経済性に優れたエネルギー資源であり、この資源の持つ特徴を活かさない手はないのです。石炭は今日でも日本を含む多くの国で利用されていますが、燃焼時に大量のCO₂を発生する問題もあります。課題は、石炭利用に伴うCO₂をいかにして低減していくか、ということですね。

カーボンニュートラルを実現する技術の開発

——カーボンニュートラル実現のためにはCO₂排出削減に向けた技術研究開発の推進が当面の重要課題だということですね。現在はそのような研究開発がな

まします。日本の今の石炭利用、天然ガス利用の拡大は、1970年代半ばに起こったオイルショックが一つの契機でオイルショック時に一つの資源だけに大きく頼ることは大変危険であることが認識されました。その結果として、原子力も含めて一次エネルギーの多様化が実現し、3・11のときも天然ガス火力（LNG）や石炭火力が高稼働し、日本全体での電力の供給不安にはならず済んできた経緯があります。近年は地球環境問題を踏まえ、カーボンニュートラル実現に向けた再生可能エネルギー（太陽光や風力発

れているのですか。

渡部 カーボンニュートラル実現には、石炭を利用する電力部門、非電力部門のCO₂排出削減やCCUS（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage：CO₂の分離・回収・貯留・有効利用）、カーボンリサイクルなどの技術開発の推進が急務、かつ重要課題です。そこで、ゼロエミッションを目指す技術には、発電分野における高効率化（石炭のローエミッション・ゼロエミッションに向けた技術）やカーボンリサイクルに向けたテクノロジー開発と普及が必須であり、「実装化」を通して技術開発の普及を進める必要があります。

例えば、発電分野では、USC（UltraSupercritical：超々臨界圧火力発電）、A-USC（Advanced UltraSupercritical：先進超々臨界圧火力発電）、IGCC（Integrated Coal Gasification Combined Cycle：石炭ガス化複合発電）、IGFC（Integrated Coal Gasification Fuel Cell Combined Cycle：石炭ガス化燃料電池複合発電）といった高効率化技術をベースに、水素・アンモニア・バイオマスの混焼、CO₂の分離・回収・貯留、

電など）に焦点が当たり、その積極的導入が叫ばれています。もちろんその方向で進むと思いますし必要なことだと思いますが、化石燃料（石油、石炭、LNG）



渡部肇史会長

カーボンリサイクルといった技術が必要になってきます。非電力分野の、例えば製鉄分野では、フェロコークス※1やCOURSE50（水素活用還元プロセス技術）、そしてセメント分野ではコンクリートなどへのCO₂の固定化といった技術を進めており、これからの実証、実装、普及が期待されているところですね。

——新たな動きは順調のようですね。

渡部 日本で、オイルショック後の電源多様化対策に向かったとき、いずれの燃料も海外からの輸入でしたから、経済性を上げるためプラントの高効率化対策に努めてきました。その高効率化対策は、燃料使用量を減らして結果的に環境負荷軽減にも貢献していたのです。そうした高度な技術の蓄積が幸い日本にあったので、これが現在のCO₂対策に向けた技術・研究・開発のベースとなっており、前述の数多くの環境対応に向けた技術開発にも速やかに取り組めるのです。

——環境対策技術が日本の産業体系の中に流れていたのが、今日のCO₂対策は高効率化技術の流れの到達点となったのです。例えば、石炭のIGCCという技術も、CO₂対策に間に合ったと聞いて